

《妊娠届出時の個人番号(マイナンバー)提示のお願い》

平成28年1月1日より、マイナンバー制度の施行に伴い、母子健康手帳交付時に

「妊婦本人の個人番号(マイナンバー)」の記入が必要になります。

交付時には、①個人番号の確認、②本人確認を行います。

～妊婦さん御本人が窓口に来る場合、必要なもの～

■個人番号カードをお持ちの方■



- 個人番号カード
(1点)

■個人番号カードをお持ちでない方■

個人番号のわかる書類

- 通知カード
 - 個人番号が記載された住民票の写し
 - 個人番号が記載された住民票記載事項証明書
- 上記3つのうち、どれか **1点**



本人確認書類

- 顔写真付き公的証明書 **1点**
(例：運転免許証、パスポートなど)
または
- 顔写真付きでない公的な証明書 **2点**
(例：健康保険証、年金手帳、学生証など)

～妊婦さんの代理人が窓口に来る場合、必要なもの～

■妊婦さんの個人番号カードがある場合■



- 妊婦さんの個人番号カード
またはその写し(表裏の両方)



代理人の
本人確認書類



委任状

- 顔写真付き公的な証明書 **1点**
(例：運転免許所、パスポートなど)
または
- 顔写真付きでない公的な証明書 **2点**
(例：健康保険証、年金手帳、学生証など)

■妊婦さんの個人番号カードがない場合■



- 妊婦さんの通知カードまたはその写し
 - 妊婦さんの個人番号が記載された住民票の写し
 - 妊婦さんの個人番号が記載された住民票記載事項証明書またはその写し
- 上記3つのうち、どれか **1点**



代理人の
本人確認書類



委任状

- 顔写真付き公的な証明書 **1点**
(例：運転免許証、パスポートなど)
または
- 顔写真付きでない公的な証明書 **2点**
(例：健康保険証、年金手帳、学生証など)

*委任状は交付窓口でも交付、もしくはホームページからもダウンロードできます。
または妊婦さんの住所・氏名・捺印と、代理人の住所・氏名、「妊娠届等の手続きを委任する」ことが記入してあれば様式は問いません。